高崎市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

市行動計画の策定

新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ 等対策特別措置法に基づき、市行動計画を作成

対象とする感染症

- ・新型インフルエンザ等感染症
- 新感染症

行動計画の構成

はじめに

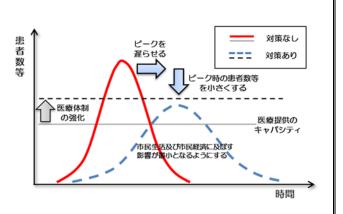
第1章 対策の実施に関する基本的な方針 第2章 各段階における対策

対策の実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- ・危機管理としての特措法の性格
- ・関係機関相互の連携協力の確保
- ・記録の作成・保存

対策の目的及び基本的な戦略

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命 及び健康を保護する。
 - ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅ら せ、医療体制の整備やワクチン製造のため の時間を確保する。
 - イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく 少なくして医療体制への負荷を軽減する とともに、医療体制の強化を図ることで、 患者数等が医療提供のキャパシティを超



えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

- ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - イ 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄 与する業務の維持に努める。

対策推進のための役割分担

- 国の役割
- ・ 群馬県の役割
- 本市の役割
- 医療機関の役割
- ・指定(地方)公共機関の役割
- ・登録事業者の役割
- 一般の事業者の役割
- ・ 市民の役割

行動計画の主要 7 項目

- 実施体制
- ② サーベイランス・情報収集
- ③ 情報提供·共有
- ④ まん延防止に関する措置
- ⑤ 予防接種
- ⑥ 医療
- (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

高崎市の発生段階別の対策(大要)

	未発生期	海外発生期	市内未発生期 市内発生早期	市内感染期	小康期
(1)実施体制					
市対策本部					
(2) サーベイラ	ンス・情報収集				
通常サーベイランス					
サーベイランス強化					
積極的疫学調査					
(3)情報提供・	共有				
コールセンター					
医療機関相談窓口					
(4)まん延防止	に関する措置				
基本的感染対策					
外出自粛要請					
 入院勧告					
(5)予防接種					
特定接種					
住民接種					
広域協力体制					
(6)医療			i		
医療対策会議					
 帰国者・接触者外来					
 帰国者・接触者相談センター					
 抗インフルエンザウイルス薬予防投与					
(7)市民生活及	び市民経済の安置	定の確保			
要援護者対策					
生活関連物資等対策					
 火葬・遺体安置対策					
*\ \A \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		ナノナベロかっ	しょう はましんし	1 0 - 2 2	<u> </u>

[※]各対策の実施時期については、あくまで目安であり、流動的なものである。